

2015年2月16日

FAX連絡書

関西電力株式会社

原子力広報部

〇〇 様

「電気料金値上げと原発再稼働に関する公開質問状」への回答拒否について

2月13日、午後4時、貴社、関電広報部の〇〇さんからTELがありました。「若狭ネットとは面談できません、回答しない！」という返事でした。これは、私たちの質問内容に対して、貴社の真摯な対応とは言えないものです。

私たちの公開質問状への貴社の対応について、再度お聞きします。誠実な回答をお願いします。

- (1) 今回の貴社が回答拒否の決定をした貴社の責任部署はどこですか。
- (2) 公開質問状そのものは原子力本部等へ回したのでしょうか。
- (3) 回答する責務が貴社にあるとしたのは地域共生グループの判断ではなかったのでしょうか。
- (4) 貴社が公開質問状に回答するための面談に応じる条件とは何でしょうか。
- (5) 貴社は、無条件で面談を拒否し、回答拒否をなさるのでしょうか。

これらに対する回答を共同提出団体、個人に連絡しますので、FAXでご連絡ください。2月17日までお願いします。

若狭連帯行動ネットワーク

2015年2月17日 関西電力本社広報室からの電話連絡

「『電気料金値上げと原発再稼働に関する公開質問状』への回答拒否について」について

質問(1) 今回の貴社が回答拒否の決定をした貴社の責任部署は、どこですか。

回答: 会社として判断したものである。

質問(2) 公開質問状そのものは原子力本部等へ回したのでしょうか。

回答: 郵送していただいた質問状が届き次第、社内関係箇所でも共有する。

質問(3) 回答する責務が貴社にあるとしたのは地域共生グループの判断ではなかったのでしょうか。

回答: 質問の趣旨が分かりかねるため、回答を差し控える。「地域共有グループ」が、どの部署に当たるのか、分からない。

質問(4) 貴社が公開質問状に回答するための面談に応じる条件とは何でしょうか。

回答: 先般の電話でも、お伝えしたとおり、若狭連帯さんに対しては、再度 インターネット中継がおこなわれるリスクがないと、当社が判断できる状況となるまで、面談をお断りさせていただく。

質問(5) 貴社は、無条件で面談を拒否し、回答拒否をなさるのでしょうか。

回答: (4)と同じく、先般の電話でもお伝えしたとおり、若狭連帯さんに対しては、再度インターネット中継がおこなわれるリスクがないと、当社が判断できる状況となるまで、面談をお断りさせていただく。

2015年3月5日 関西電力本社広報室からの電話回答

「3月5日の貴社原子力広報室による電話回答に関する公開質問状」について

1. 当社としてはお客様からの求めに応じ、都度説明や意見交換をさせていただくよう努めているところではあるが、若狭連帯さんに対しては、過去の面談における経緯等をふまえ、再度インターネット中継等がおこなわれるリスクがないと判断できる状況となるまで説明や意見交換の前提となる面談をお断りさせていただくつもりである。

2. 当社では、これまでからお客様からの求めに応じて面談を実施しているものであり、当社主催の面談は実施していない。

繰り返しになるが当社としてはお客様からの求めに応じ、都度説明や意見交換をさせていただくよう努めているところではあるが、若狭連帯さんに対しては、過去の面談における経緯等をふまえ、再度インターネット中継等がおこなわれるリスクがないと判断できる状況となるまで説明や意見交換の前提となる面談をお断りさせていただくつもりである。

2015年3月13日 関西電力本社広報室からの電話回答

「3月5日の貴社原子力広報室による電話回答に関する公開質問状」について

質問1. 公聴会での「できるだけご要望にお応えできる形で対応させて頂きたい」との約束回答は、その場しのぎの方便だったのですか。もし、そうだとすれば、法律に基づいて開かれた公聴会を愚弄する態度だと私たちは考えますが、いかがですか。

回答: 当社としてはお客様からの求めに応じ、都度説明や意見交換をさせて頂くよう努めているところではあるが、若狭連帯行動ネットワークに対しては、過去の面談における経緯等をふまえ、再度インターネット中継等がおこなわれるリスクがないと判断できる状況となるまで説明や意見交換の前提となる面談をお断りさせて頂くつもりである。

質問2. 「一度、社内、各状況の確認を再度致しまして」とありますが、公聴会前後で広報室の回答は全く変わっていません。一体、社内でどのような確認をし、どのような経緯で公聴会前と同じ回答を出すことにしたのですか。

回答: 社内における検討や確認のプロセスについては回答を差し控える。

質問3. 規制分野の消費者は貴社からの電力購入を拒否できません。にもかかわらず、その消費者からの質問や疑問に真摯に回答しないという姿勢を続けるのであれば、貴社には「公益事業者」を続ける資格はないと私たちは考えますが、いかがですか。

回答: 当社としてはお客様からの求めに応じ、都度説明や意見交換をさせて頂くよう努めているところではあるが、若狭連帯行動ネットワークに対しては、過去の面談における経緯等をふまえ、再度インターネット中継等がおこなわれるリスクがないと判断できる状況となるまで説明や意見交換の前提となる面談をお断りさせて頂くつもりである。